

科学施設の登録及び包括承認の仕組み

＜対象としている科学施設＞

- ・大学
- ・国立研究開発法人
- ・博物館
- ・博物館相当施設等

1. 登録

＜申請条件＞

①制度の対象となる科学施設であること、②下記の基準に合致していること

● 確認

施設が以下の基準に合致しているかを確認（←科学当局による助言）（必要に応じ、有識者による助言）

- 標本の保存・管理方法が定められている
- 標本の移動目録が作成されている
- 分類学または種の保存に関する研究実績がある 等

● 登録

施設名・住所を経産省HP・ワシントン条約事務局HPに掲載、届出受理票を交付

2. 包括承認

＜申請条件＞

①施設名・住所の経産省HP掲載、②届出受理票の保有

● 審査

● 承認

包括承認証を交付（有効期間は3年）

＜ラベルを付した貨物の輸出・輸入＞